

(年金特別会計分) 令和6年度 子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題 (一次公募)

| 調査研究 課題番号 | 調査研究課題名 |
|--------------|---------------------------------------|
| 1 | 小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究 |
| 2 | 子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究 |
| 3 | 障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究 |
| 4 | 子育て世帯訪問支援事業の運営状況及び研修カリキュラムの検討に関する調査研究 |
| 5 | 地域子育て相談機関のあり方に関する調査研究 |
| 6 | 認可外の居宅訪問型保育の特性を捉えた指導監督基準の適合に向けた調査研究 |
| 7 | 認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究 |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

| | |
|------------------|---|
| 調査研究課題 1 | 小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>放課後児童クラブについては、登録児童数は過去最高となったものの、放課後児童クラブの待機児童数は依然として 1.6 万人存在していることから、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっている。</p> <p>令和5年度に初めて、10月1日時点の待機児童数に関して調査を実施した。この結果によると、待機児童数については、夏季休業期間終了後に減少していることがわかる。また登録児童数についても減少していることから、放課後児童クラブは年度前半に利用ニーズが高いことがわかるため、この時期への対策が期待されている。令和5年12月にとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」においても、更なる待機児童対策として、年度前半や夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援のあり方を検討する旨が明記されていることから、長期休業中のこどもの居場所の確保に係る自治体独自の取組について、実施状況や先行事例の把握、課題の整理を行うことを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全市町村に対して調査票を送付し、長期休業中における放課後児童クラブの運営状況や、放課後児童クラブ以外に自治体独自で行われているこどもの居場所の確保に係る取組に関する情報を収集・集計・分析することにより、実態把握と今後の方向性に関する検討を行う。 ② 放課後児童クラブを利用した経験のあるこどもの保護者に対して、夏季休業前後の放課後児童クラブに対するニーズや意見について、アンケート調査を行う。 ③ 研究会の議論、調査票の回答内容から、合計10ヶ所程度（自治体、運営法人等）を抽出し、詳細把握のためのヒアリング調査を実施する。 <p>なお、本調査研究は、有識者や自治体職員等で構成する研究会を開催することとし、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課と適宜協議すること。</p> |
| 求める成果物 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記①②の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。 (2) 上記②の内容について分かりやすくまとめた取組事例集 (3) 調査・分析に用いた電子データ一式。 |
| 担当課室・担当者 | 成育局成育環境課 児童健全育成専門官（03-6861-0303） |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

| | |
|------------------|--|
| 調査研究課題 2 | 子育て短期支援事業の運営状況及び今後の在り方の検討に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>子育て短期支援事業（以下「本事業」と言う。）については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、孤立した育児によって虐待につながることを防ぐよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和元（2019）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約9万人日／年、要支援・要保護児童1人当たりで見ると約0.36日／年と整備が遅れており、また、児童虐待による死亡事例の検証結果（第18次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が0例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘がある。</p> <p>加えて、「社会的養育推進計画の策定要綱」においては、子育て短期支援事業の抜本的拡充に向けて都道府県・市町村が連携して質・及び量の確保について検討すべきであるとされていることを踏まえ、改めて現施設概要、運営状況等について現状を把握し、今後の施策検討の基礎資料とするとともに、事業の在り方について分析・検証する。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>本事業の運営状況及び利用者負担の状況を把握するため、本事業実施事業所及び市町村に対して調査を実施し、取組事例の収集を行う。</p> <p>（1）運営状況調査</p> <p>「令和5年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった本事業実施事業所の全数（約1,000か所）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度及び令和4年度の利用状況及び収支状況 ・職員の配置状況（専従職員配置の状況、兼務等の状況、等） ・利用料及び利用手続き ・繰り返し利用の実態 ・本事業利用者の属性、利用による変容・効果 ・運営上の課題や問題点 等 ・令和6年度拡充事業（親子入所等支援、希望児童入所支援）の取組状況 等 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>(2) 市町村の本事業への支援状況に関する調査 全市町村に対して調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の子育て短期支援事業の整備計画 ・ 本事業実施事業所への委託費等の内容及び支払い方法 ・ その他、本事業事業者への支援の内容 ・ 利用者の利便性向上等に関する取組 ・ 地域における子育て支援の中での本事業の位置づけ、具体的な内容 等 <p>(3) 事業実施状況に関するヒアリング（5か所程度） 上記（1）及び（2）で収集した情報の中から、実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局成育環境課担当者と協議すること。なお、検討に当たっては、当該課題に知見にある有識者等からなる検討委員会を設けて意見を聞くこと。</p> |
| <p>求める成果物</p> | <p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p> |
| <p>担当課室・担当者</p> | <p>成育局成育環境課 家庭支援係（03-6861-0224）</p> |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

| | |
|------------------|--|
| 調査研究課題 3 | 障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>障害のある小学生の放課後の居場所の一つとして、放課後児童クラブが挙げられる。放課後児童クラブにおいては、障害児を受け入れているクラブ数及び利用している障害児数は年々増加している。（令和5年5月1日現在、15,841 クラブ〈全体の61.4%〉・59,660人〈全体の4.1%〉）</p> <p>一方で、待機児童となっている障害児も増加傾向にあり、その背景には物理的な環境の問題の他、児童クラブ側の人的な受け入れ体制を構築することの困難さがあると考えられる。</p> <p>特に過去の調査研究においても、専門的な知識や技術を有している人材の確保や、障害特性や発達に応じた支援の提供に課題を感じている自治体、事業者が一定数いることがわかっており、ノウハウの共有が求められる。また、他機関との連携に課題を抱えている事業所が多いことから、適切な情報提供や連携事例の共有が期待されている。また、放課後児童クラブと放課後等デイサービスとの並行利用や、双方向の移行支援が進んでいるため、インクルージョンの観点を踏まえた上で、両事業所間の連携のあり方について検討する必要がある。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 有識者や放課後児童健全育成事業者等で構成する研究会を開催し、放課後児童クラブにおける障害児の受入や、放課後等デイサービス事業所との連携に当たってのノウハウや事例を整理し、自治体や事業所向けのガイド等成果物を作成する。その際、以下②③の調査結果を盛り込むこと。</p> <p>② 抽出した自治体内の放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等に対して調査票を送付し、収集・集計・分析することにより、障害児の受け入れ体制整備に向けた施策等の検討を行う。</p> <p>③ 予備調査及び研究会での協議から抽出した自治体、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等10か所程度に対してヒアリング調査を実施する。</p> <p>なお、研究会構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育局成育環境課と適宜協議すること。</p> |
| 求める成果物 | <p>(1) 上記調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 自治体や事業所向けのガイド等</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p> |
| 担当課室・担当者 | 成育局成育環境課 児童健全育成専門官（電話：03-6861-0303） |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

| | |
|------------------|--|
| 調査研究課題 4 | 子育て世帯訪問支援事業の運営状況及び研修カリキュラムの検討に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>令和6年度より創設する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」と言う。）については、地域子ども・子育て支援事業（こども・子育て支援法第59条第8項）に位置付けられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき市町村は計画的に整備することが求められており、また、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においても、虐待の未然防止に資する家庭支援事業の1つとして重要な事業であると位置づけられていることから、自治体において積極的な実施が求められる。</p> <p>また、本事業における訪問支援員は市町村が行う研修を受講した者（児童福祉法施行規則第1条第32項第7号）と定義されており、現在検討中の実施要綱案において市町村が認めた研修を受講した者を満たすことが要件とされている。これらを受けて、現在検討しているガイドライン案において、研修科目等の具体について記載し自治体に示す予定であるが、さらなる質の向上を図るための仕組み等を検討することが急務である。</p> <p>そこで、施行と同時に本事業に取り組む自治体や事業者へのアンケート調査及びヒアリング等を通し、事業の実態及び事業を利用したことによる効果を把握するとともに、研修において抑えるべき具体的内容についてまとめ、他の事業の既存の教材で活用できるものを調査・研究し、自治体が研修に用いることができるようなオンライン教材を開発する。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>(1) 取組状況（特に研修実施カリキュラム等）調査 「令和6年度子ども・子育て支援交付金」を申請した自治体に、調査票を送付（悉皆調査を想定）し、回答の回収、集計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の子育て世帯訪問支援事業の整備計画 ・ 本事業実施事業所への委託費等の内容及び支払い方法 ・ （事業未実施の場合）その理由や課題 ・ 利用料及び利用手続き ・ 本事業利用者の属性（課題感）、利用による変容・効果 ・ 訪問支援員に対する研修の内容・頻度・課題 ・ その他、本事業事業者への支援の内容 ・ 利用者の利便性向上等に関する取組 等 <p>(2) 事業実施状況に関するヒアリング（5か所程度） 上記（1）で収集した情報の中から、研修実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>(3) 研修カリキュラムの検討</p> <p>(1) 及び(2)で収集した情報に加え、先行する子育て支援員研修等、他の既存研修を活用が可能か検討するとともに、必要に応じて具体的な研修内容や教材を検討する。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局成育環境課担当者と協議すること。なお、検討に当たっては、当該課題に知見にある有識者等からなる検討委員会を設けて意見を聞くこと。</p> |
| <p>求める成果物</p> | <p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p> |
| <p>担当課室・担当者</p> | <p>成育局成育環境課 家庭支援係 (03-6861-0224)</p> |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

| | |
|------------------|--|
| 調査研究課題5 | 地域子育て相談機関のあり方に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）では、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関の整備することが求められ、令和6年度から施行される。</p> <p>この相談機関（「地域子育て相談機関」を指す。以下同じ）については、「地域子育て相談機関の設置運営等について（令和6年※月※日）」において、利用者にとって敷居が低く、物理的に近距離であることが望ましいとしており、市町村が相談及び助言を適切に行える体制があると判断した場合には、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て相談支援事業所以外にも様々な機関に委託することが可能としている。</p> <p>また、相談機関と新たに設置される「こども家庭センター」は、必要に応じて連絡調整を行うこととされており、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することに抵抗感がある家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、こども家庭センターを補完することが期待されている。</p> <p>このように、相談機関は様々な事業者の参加が想定されること、また必要にこども家庭センターと連絡調整が必要となることから、各自治体における実施状況や取組状況を把握しつつ、効率的・効果的に実施できるよう、各自治体の取組事例を横展開する必要がある。また、各自治体の取組事例を踏まえつつ、事業実施の課題や相談機関のあり方を整理しておく必要がある。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>I 調査研究 次の1～3を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各自治体向けアンケートの実施 市町村に対して、地域子育て相談機関の実施状況・体制等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。 2. 好事例の収集、事例集の作成 1による各自治体における実施状況の把握結果を踏まえ、各自治体独自の創意工夫の取組事例を抽出し、当該取組を行う自治体や対象者に対してヒアリングを実施するなどして事例集を作成する。 3. 事業課題の分析、あり方等の方向性の検証 1のアンケート結果や2の自治体へのヒアリング等を通じ、本事業の実施に係る課題を分析・整理するとともに、効率的・効果的な実施に向けた相談機関のあり方を取りまとめる。 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>II 検討委員会の設置</p> <p>I 2 及び 3 の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、この中で自治体ヒアリングや意見聴取を実施し、助言を求めることとする。</p> <p>なお、I 及び II の事務を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p> |
| <p>求める成果物</p> | <p>「想定される事業の手法・内容」 I 1～3 に対応する以下の成果物を提出すること。</p> <p>1 各自治体向けのアンケートの結果 各自治体から提出された個票も含む。電子媒体で提出すること。</p> <p>2 事例集 こども家庭センターを含む関係機関との連携手法を盛り込んだものとする。なお、全国の自治体に周知するため、ホームページへの掲載を前提とする。電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>3 課題分析、相談機関のあり方に係る報告書 電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> |
| <p>担当課室・担当者</p> | <p>成育局成育環境課 相談支援係 (03-6861-0228)</p> |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

| | |
|------------------|---|
| 調査研究課題6 | 認可外の居宅訪問型保育の特性を捉えた指導監督基準の適合に向けた調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>・認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施しているところだが、認可外保育施設の施設種別の中でも「居宅訪問型保育事業」については、立入調査の実施率、基準適合率が他の認可外保育施設の施設種別に比べ低くなっている。</p> <p>（令和3年度認可外保育施設の現況取りまとめでは、居宅訪問型の基準適合率（28.1%）認可外保育施設全体（66.7%）</p> <p>居宅訪問型保育事業は特定の施設ではなく、児童（依頼者）の居宅に向いて行う保育のため、指導監督基準の項目によっては、捉え方が難しいものもある。</p> <p>また、都道府県等により立入調査に代えて集団指導を年1回以上行うこと、とされているが、集団指導の内容まで定めていないため、各都道府県等に委ねられている状況でもある。</p> <p>居宅訪問型保育事業の基準適合促進に向けては都道府県等による指導監督の徹底が重要となるため、特に適合状況が低い項目については、具体的な対応策や指針などを示す方法を示し、集団指導で活用いただけるような動画やパンフレットの作成を行うもの。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>（1）これまでの「認可外保育施設の現況とりまとめ」の分析を行い、居宅訪問型保育事業の基準適合率の低い項目について、居宅訪問型事業を実施する人が取り組みやすいように具体的な方法を示した動画やパンフレットの作成を行う。また動画を使用した研修会を開催し、アンケート等からより伝わりやすい内容へと更新をする。</p> <p>（2）有識者等や都道府県等で実際に指導監督を実施している担当者に委員となっただき、検討会を実施する。居宅訪問型保育事業に特化した課題について、意見交換を行う。（1）で作成をした動画やパンフレットへの意見を求め、基準適合の向上に向けた内容となる資料を作成する。</p> |
| 求める成果物 | <p>①上記（1）及び（2）について、検討会等の結果等をまとめた報告書 ※報告書のバックデータも提出すること</p> <p>②上記（1）について、Q&A本体冊子 ※電子データも提出すること</p> |

| | |
|----------|--|
| | ③上記（２）について、動画及びパンフレット ※電子データも提出すること |
| 担当課室・担当者 | 成育局保育政策課認可外保育施設担当室 指導係（03-6858-0133） |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

| | |
|-------------------------|---|
| <p>調査研究課題 7</p> | <p>認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究</p> |
| <p>調査研究課題を設定する背景・目的</p> | <p>「新しい経済政策パッケージ」において幼児教育・保育の無償化が始まり、認可外保育施設を利用する児童も対象とされている。しかし、都道府県等に届出をし、国が定める基準を満たす施設のみとされているところ、「基準を満たしていない場合も5年間の猶予期間」があり、その期間は令和6年9月までとなっている。基準を満たしているかの確認は、管轄の都道府県等が担っており、国の指導監督基準に基づき、立入調査を行い、基準を満たしていると認められる施設に対し「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付」を交付するとともに、その旨を公表するという取扱いを行っている。</p> <p>すでに証明書の発行を受けている施設においても、その後の立入調査において基準を満たさない場合は、無償化の対象外となるため、引き続き基準を満たせるように指導を行うことが自治体に求められている。</p> <p>そのため、指導監督基準の理解を促進し、専門的な視点で立入調査ができる人材を増やすことと、全都道府県等を通じて統一的な取扱いにより監査が行われることが引き続きの課題である。本調査研究は、令和5年度のこども家庭庁「認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究」で得た自治体の実態やR3に作成した事例集の活用状況を基に、指導監督を実施するにあたりより参考となる事例集の改定及び作成を行うもの。</p> |
| <p>想定される事業の手法・内容</p> | <p>(1) これまでに実施した認可外保育施設の現況とりまとめを基に、基準を満たすことが困難な項目について分析を行い、こども家庭庁に寄せられた地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市。以下同じ）からの指導監督基準及び指導監督指針（以下、指導監督基準と指導監督指針を合わせて「指導監督基準等」という。）と合わせて、指導監督基準等に示している「考え方」をより丁寧に示した事例集案を作成する。</p> <p>(2) 地方公共団体で実際に指導監督を実施している担当者に委員となっただき、検討会を開催する。検討会では、担当者の視点での事例や指導監査のポイントを出していただくほか、(1)で作成をした事例集にも意見を求め、現場の視点を取り込んだ地方自治体における指導監督事務の実施にあたり参考となる事例集の作成を行う。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>求める成果物</p> | <p>①上記（１）及び（２）について、検討会等の結果等をまとめた報告書 ※報告書のバックデータも提出すること</p> <p>②上記（１）について、Q&A本体冊子 ※電子データも提出すること</p> <p>③上記（２）について、事例集本体冊子 ※電子データも提出すること</p> |
| <p>担当課室・担当者</p> | <p>成育局保育政策課認可外保育施設担当室 指導係 内線 (03-6858-0133)</p> |